

優先評価化学物質の届出について (キシレン)

平成25年3月
経済産業省化学物質安全室

キシレンは、平成24年12月21日に化審法の優先評価化学物質に指定されました。このため、キシレンの製造・輸入を行っている事業者等は、平成24年度の実績分から、所定の届出様式により、優先評価化学物質としての届出を行っていただくことが必要です。

キシレンについては、o-キシレン、m-キシレン、p-キシレンがあります。

- 届出の際には、製造・輸入しているキシレンについて、o-、m-、p-のキシレンの2種類以上が混ざっているキシレン（異性体混合物）においては、「その他の番号」欄に、「CAS番号 1330-20-7」を記載して届出を行っていただきますようお願いいたします。
- 製造・輸入しているキシレンがo-、m-、p-の純品の場合は、「その他の番号」欄に、それぞれの異性体のCAS番号（95-47-6、108-38-3、106-42-3のうち該当する番号）を記載し、異性体ごとに別々の届出用紙で届出を行っていただきますようお願いいたします。
- 混合キシレンについては、エチルベンゼンが混合している場合がありますが、その場合はエチルベンゼンの量とキシレンの量を按分し、それぞれを優先評価化学物質として届出を行ってください。

(これまで)

一般化学物質として届出。

(これから（平成24年度実績から））

優先評価化学物質としての届出が必要です。

「物質管理番号」の欄に優先評価化学物質の通し番号を、「官報整理番号」の欄に3-3を、「その他の番号」の欄にそれぞれ対応するCAS番号を記入いただきますようお願いいたします。

物質	物質名称	物質管理番号	官報整理番号	その他の番号 (CAS番号)
キシレン (異性体混合物)	キシレン	125	3-3	1330-20-7
o-キシレン(純品)				95-47-6
m-キシレン(純品)				108-38-3
p-キシレン(純品)				106-42-3

物質	届出 名称	通し 番号	官報 整理番号	その他番号 (CAS 番号)
	エチルベンゼン	50	3-28	100-41-4

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605

(FAX) 03-3501-2084

(mail) kashinhou-junbi@meti.go.jp

Q&A

Q1

当社では o-キシレン、m-キシレン及び p-キシレンの混ざっているキシレンを製造・輸入しています。

優先評価化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A1

以下の届出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、o-キシレン、m-キシレン又は p-キシレンのいずれかの純品と判断できる場合には、下記 A2 に準じて届出を行っていただきますようお願いいたします。

物質管理番号	125（優先評価化学物質の通し番号）
官報整理番号	3-3
その他の番号	1330-20-7 （「キシレン」（位置番号指定なし）の CAS 番号を記載する）

エチルベンゼンが含まれている場合は、キシレンの量とエチルベンゼンの量を把握した上で、それぞれ優先評価化学物質として届出を行ってください。（→ Q4）

Q2

当社では p-キシレンのみを製造・輸入しています。

優先評価化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A2

以下の届出を行っていただきますようお願いいたします。

物質管理番号	125（優先評価化学物質の通し番号）
官報整理番号	3-3
その他の番号	106-42-3 （「p-キシレン」（純品）の CAS 番号を記載する）

Q3

当社では混合キシレンを製造・輸入していますが、混合の比率がわかりません。

優先評価化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A3

エチルベンゼンが含まれている場合は、キシレンの量とエチルベンゼンの量を把握した上で、それぞれ優先評価化学物質としての届出を行ってください。（→Q4）

キシレン分については、以下の届出を行っていただきますようお願いいたします。（A1と同様の届出を行っていただきますようお願いいたします。）

物質管理番号	125（優先評価化学物質の通し番号）
官報整理番号	3-3
その他の番号	1330-20-7 （「キシレン」（位置番号指定なし）のCAS番号を記載する）

Q4

当社では混合キシレンを製造・輸入しており、エチルベンゼンも含まれていると思われるのですが、キシレンとエチルベンゼンの混合の比率がわかりません。

優先評価化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A4

キシレンとエチルベンゼンはそれぞれが優先評価化学物質として指定されているため、混合の比率を明確にした上で、それぞれを優先評価化学物質として届出いただく必要があります。

したがって、キシレンとエチルベンゼンの混合の比率については、必ずお調べいただいた上で、適切に優先評価化学物質として各々の届出を行っていただきますようお願いいたします。

物質名称	キシレン	エチルベンゼン
物質管理番号	125	50
官報整理番号	3-3	3-28
その他の番号	1330-20-7	100-41-4